

令和3年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第1回 定例会（第6号）

招集年月日	令和3年 3月 1日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和3年 3月 16日 午前 9時30分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
	閉 会	令和3年 3月 16日 午後 12時15分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席 0名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不応招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議 長 (11)	佐 竹 一 夫	○	6	藤 原 修 治	○
	副議長 (5)	福 島 教 次 郎	○	7	岩 根 和 博	○
	1	日 高 学	○	8	山 本 幹 雄	○
	2	中 原 保 彦	○	9	安 田 勝 司	○
	3	波 多 野 康 博	○	10	簀 根 正 一	○
	4	原 克 美	○	12	西 嶋 二 郎	○

会議録署名 議員	7 番	岩 根 和 博	8 番	山 本 幹 雄
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	嘉 戸 隆	住民課長	行 田 綾 子
	副 町 長	岸 本 建 夫	健康福祉課長	松 嶋 由 香 里
	教 育 長	阿 川 俊 治	産業振興課長	永 妻 孝 司
	総務課長	木 川 士 朗	山くじらブランド推進課長	安 田 亮
	企画推進課長	石 田 圭 司	建設課長	添 谷 正 夫
	美郷くらし推進課長	旭 林 修 範	大和事務所長	大 畠 修 二
	会計課長	井 上 陽 生	教育課長	漆 谷 千 鳥
職務により議会に出席 した者の職・氏名		議会事務局長 井 原 武 徳 議会事務局員 大 畑 真 紀		
議 事 日 程		別紙のとおり		
会 議 に 付 し た 事 件		別紙のとおり		
会 議 の 経 過		別紙のとおり		

令和３年美郷町議会第１回定例会議事日程

(第 6 号)

令和３年３月１６日（火） 午前９時３０分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	行政報告
3	一般質問
4	委員会審査報告及び質疑
5	議案の討論及び表決 【条例案】 議案第 5 号 美郷町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 6 号 美郷町サテライトオフィス条例の制定について 議案第 7 号 美郷町地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 8 号 美郷町地域雇用創出推進基金条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 9 号 美郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 10 号 美郷町小規模集会所条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 11 号 美郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 12 号 美郷町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 13 号 美郷町借上型町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

	議案第 1 4 号 美郷町若者定住住宅条例の一部を改正する条例の制定について 【予算案】 議案第 1 5 号 令和 3 年度美郷町一般会計予算 議案第 1 6 号 令和 3 年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 議案第 1 7 号 令和 3 年度美郷町簡易水道事業特別会計予算 議案第 1 8 号 令和 3 年度美郷町下水道事業特別会計予算 議案第 1 9 号 令和 3 年度君谷診療所特別会計予算 議案第 2 0 号 令和 3 年度美郷町国民健康保険特別会計予算 議案第 2 1 号 令和 3 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算 議案第 2 2 号 令和 3 年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算 【一般事件案】 議案第 2 3 号 公の施設の指定管理者の指定について 議案第 2 4 号 公の施設の指定管理者の指定について 議案第 2 5 号 公の施設の指定管理者の指定について 議案第 2 6 号 公の施設の指定管理者の指定について 議案第 2 7 号 公の施設の指定管理者の指定について 議案第 2 8 号 公の施設の指定管理者の指定について 議案第 2 9 号 公の施設の指定管理者の指定について 議案第 3 0 号 公の施設の指定管理者の指定について 議案第 3 1 号 美郷町第 2 次長期総合計画の基本構想及び基本計画について 議案第 3 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて 議案第 3 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
6	委員会の継続審査調査付託

●佐竹議長

おはようございます。

全議員出席であります。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により7番・岩根議員、8番・山本議員を指名いたします。

日程第2、行政報告を議題といたします。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

議員の皆様おはようございます。お許しをいただきましたので、1点。職員の退職、採用の予定について申し上げます。3月31日付の退職予定者は2名、4月の新規採用職員は1名を予定しています。以上で報告を終わります。

●佐竹議長

日程第3、一般質問を行います。通告8までの一般質問が終了しておりますので、本日は通告9から通告10までの一般質問を行います。

通告9、9番・安田議員。

●佐竹議長

9番、安田議員。

●安田議員

9番、安田でございます。1点ほど通告しておりますので、質問をさせていただきたいと思います。ゴールデンユートピアおおち、カヌーの里おおちについてということで、2月18日に候補者選定委員会において、公の施設の指定管理者の指定について、慎重審議協議された上での指定と説明がありました。次のことについて、伺います。1つ、選定委員会のメンバーは何名で構成されていますか。2つ、協議するのに計画書もしくは協議書が提示されたと思うが、内容を議会に提示できないか。3、町の開発公社の職員として、正規、臨時、パートここ26名と書いておりますけれども、全員で27名いた職員が大半3月末で辞めていくと聞くがどうなのか。また、身分保障はどうなのか。4、公社の理事会が昨年6月以降開催されていない。また、評議員会も開催されていないと聞くが、どうなのか。以上、4点についてお伺いをいたします。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、安田議員のゴールデンユートピアおおち、カヌーの里おおちについてのご質問にお答えをいたします。1つ目の選定委員会のメンバーは何名で構成されているかのご質問ですが、指定管理者候補選定委員会のメンバーにつきましては、規則で、委員若干名と定められており、この度のゴールデンユートピアおおちとカヌーの里邑智の選定委員会には計5名で構成をされております。2つ目の事業計画書につきましては、3月5日に議会に提出をさせていただいておりますので、ご確認いただければと思います。3つ目の公社職員の大半が3月末で辞めていくと聞くがどうなのか、また身分保障はというご質問でございます。これまでの経過につきましては、2月の10日の全員協議会でご報告をしたとおりです。3月3日の議案質疑において、さらに公社職員が新しい指定管理者候補者には移らないといったお話があり、確認しましたところ3月5日現在で新たに職員2名、嘱託職員1名、臨時職員3名の方がそうした意向であることが分かりました。身分保障の内容につきましては、新しい指定管理者候補者へ転職することを希望された職員につきましては、移籍後3年間は、現在の処遇等を継続するというものです。4つ目の昨年6月以降、公社の理事会、また、評議員会が開催されていないと聞くがどうなのかというご質問でございます。美郷町開発公社の理事会は令和2年6月24日に評議委員会は、令和は2年6月30日に開催をしています。議題につきましては、令和元年度の事業報告と監査報告の他、令和3年度からの美郷町開発公社の事業について、ご説明をしています。その後理事会、評議員会は開催をしておりませんが、通常、理事会については、毎年3月と6月の2回、年度で開催をしています。3月の理事会では、主に次年度の事業計画を、6月は、主に決算報告を議題としています。

●佐竹議長

安田議員。

●安田議員

まず1点目をちょっとお伺いしますけども、これちょっと今回の一般質問よりちょっと的が外れるかも分かりませんけども、実は3月3日の質疑の時にですね、町長の方から指定管理料について、平成16年度4700万円、それから現在5580万円の管理料が掛っているということで、管理料が上がり続けているということをおっしゃいましたが、これについては、ちょっと間違いではないかなというふうに思ったので、直接の質問とはちょっと的の外れかも分かりませんけども、再度お聞きいたします。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

3月3日の質疑で指定管理料のお話を、お問い合わせいただいていると思います。私の方から平成16年から指定管理制度が始まって、初年度4700万円というふうにご回答させていただきました。これは間違いではございません。指定管理料は平成16年に4700

万円当初予算で計上をさしていただいております。ただ、年度を締めますと、公社の方の事業が赤字になりまして、助成金という形で年度終わった後に補てんが行われております。それが613万円余りということで、公社の会計を締めてみますと、公社側では5313万円これが都合、町の方からお金が入ったというふうな計算になってると思いますけども、あくまで指定管理料として年度の当初予算では4700万円ということが決められておりますので、4700万でやっていただきたいということに対して始めたんですけども、初年度からそれが達成できなかったということで、翌年度以降指定管理料が上がっていつているというふうな経過でございます。

●佐竹議長

安田議員。

●安田議員

大変分かりやすく説明していただきました。4700万と数字が、その年のどういいますか、町からの出し分の金額というように受け止められる向きがあったんで、再度そういう意味で質問させていただきました。実際には5313万ということですので、よく分かりました。すいません。それでですね、町長は、公社の理事長ということで、年2回、理事会なり評議員会は開催されることは承知しておりますけれども、今回のように、公社で今日まで指定管理を受けていたものをですね、ワイナリーに移行することはですね、議題として上げて決議する事項ではないかと思っておりますけども、その点はいかがでしょう。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

安田議員さんのご質問でございます。まずもって、少し指定管理のお話をさしていただきたいと思っております。今回、指定管理の方でございますが、ゴールデンユートピアおおち、それからカヌーの里おおちにつきましては、町が指定管理を行ってまいる施設ということになります。で、この指定管理施設について、どういった形で方針で決めるのかというのは、まず町の方で決めさしていただくということになります。今回につきましては、町有施設の一体運営ということで、石見ワイナリー株式会社の方からお申し出の方いただいております。という形で、町とすると石見ワイナリー株式会社の方に指定管理の方をお願いするということを決めさしていただいております。このことにつきまして、公社の方の議題として上げるべきものではないというふうに考えております。

●佐竹議長

安田議員。

●安田議員

私の見解の違いもあってなんですけども、やはり、この公社の方で、今日まで受けておって、それを今度ワイナリーへ移行すると、変えるということについては、私は理事会やら評議委員会へかけて、議題として上げて議決するものというように思っておりますので、再

度、あれですけども、今の課長の答弁では、議題として上げて決議するものではないということですので、そこらのとちよっと私も勉強不足なんですけども、重大な問題なんで、議題として上げて議決するもんだというように、私自身が思ったものですから、この質問をさせていただきました。続きまして、昨年6月18日に、公社職員全員を集められて、説明会を開催され、それ以降、12月末までに各個人の意向を決めていただいて、支配人の方に報告するよにということで、移行へ向けての準備といいますか、なされたわけですけども、12月以降も個々の面談を随時行いながら、今日に至っておりますけれども、3月5日の時点でですね、その前にですね、2月10日の全協で、27人中、12人が辞められるというご報告があってから後に、公社の事務局長であり、またワイナリーの方からも個々に説明をし、状況を聞かれてきた訳ですけども、3月5日時点で、退職が19名、保留が8名になったということをお聞きしました。この状況はですね、公社の事務局なり、町執行部としてはですね、想定されとったのかどうかということ。それから、さらに、8名の保留からですね、3名がまた退職希望出されたというように聞いてますんで、それを勘定すると21名が辞められるんじゃないかというように思っておりますけども、これについてですね、町として、このような状況になることを、想定されとったかどうかお伺いしたいと思います。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

安田議員さんのご質問に答えさせていただきます。まずもって、昨年6月からこういった形で進めさせていただいております。その前提として、町としては、今の職員さんにですね、残っていただきたいという形で、さまざまな取り組みをして参ったところでございますが、結果としまして非常に残念ではございます。こういった結果になりました。私としては、そこは想定はしておりませんでした。

●佐竹議長

安田議員。

●安田議員

我々もですね、私自身もこういう状況になるのは想定しておりませんでしたし、想定外でした。なぜ、このような状況になったかということ、色々要因があろうかと思っておりますけども、いずれにしてもですね、現実こういう19名以上、さっき言いましたけども、3名プラスすると21という数字になるんですけども、それがですね、この後、どうひびくか。また、そういうことを心配しとるわけです。町長さんの方からはですね、指定管理の決定をする際に、ワイナリーの方から強い、受けるということに対してですね、健康福祉増進の施設であるというのを頭に置きながら、そういう部分ではですね、従来どおりの健康増進施設として役割が果たせるように努力するということを、審査会の中でも言われたということもお聞きしておりますし、今何をともあれ、こういう時期になって、今日で表決する訳ですんで、最後に、あれこれ申しましたけども、この移行についてですね、4月1日からですね、皆様

の心配を払拭していただくようなこと、また迷惑をかけないように、町の方ですね、移行者のワイナリーの方へしっかり伝えていただくようにしていただきたいと思いますけども、最後に1つ町長の方からお願いします。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

色々、ご心配をおかけしております。先ほど議員からお話ありましたように、審査会の方には、新しく指定管理候補者となっている石見ワイナリー側から、事業計画書というものが提出をされております。これ議員のみな様には既にお渡しをしておりますので、ご覧いただいていると思いますけども、町民の健康増進という施設の主な目的をしっかり踏まえながら運営をやっていききたいというふうなことが、明記もされております。今回、石見ワイナリー株式会社に指定管理をお願いしようというふうに町としての判断をした背景は、この2年来、この議会でも何回となくご説明をさせていただきましたが、近隣の市町の私有施設あるいは町有施設を見ても非常に厳しい状況がありますので、効率経営、健全経営を続けていただくことが、町民の将来の負担軽減にもなるという観点が1点、もう1つは潮温泉施設、新しく石見ワイナリーホテル美郷という名前で3月25日にオープンする訳ですけども、この指定管理料を受けていただいておりますので、合わせてゴールデンユートピアおおち、それとカヌーの里おおちを一体運営していただくことで、より効率よくかつ三瓶山観光客の取り込みといった美郷町の観光振興にも大きく寄与するものだろうと。主にこの2点の理由で指定管理を新しくお願いするということになりました。もう3月に入ってきておりまして、後、数えるほどしか4月までないというこの状況、それと今議員からもご心配いただいております、今までの公社職員の方が辞められて、新しく、石見ワイナリーに移られる方というのが、非常に少なくなっているということで、運営が大丈夫かというようなご心配もあらうかと思います。それで、石見ワイナリーの浅田社長に、私直接4月以降の運営につきましていかがなものかということで、問い合わせをさせていただきました。電話でのお話をさせていただいたのと、先週は直接こちらに出向かれましたので、直接お話もさせていただきました。社長の方からは、4月以降しっかり運営をやっていきますということ、後々石見ワイナリー株式会社を指定管理者に選んで良かったというふうに言ってもらえるような運営をしっかり心がけていきたいというふうに明確な回答がありましたので、私としては、予定どおり石見ワイナリー株式会社に指定管理をお願いしたいというふうに考えております。

●佐竹議長

安田議員。

●安田議員

あれこれ申しましたが、今、町長の答弁いただきましたように、浅田社長と電話なり直接会ってですね、ワイナリーさんの意向を聞いたので、それを信じて、移行に移りたいんだということでございますので、1つ私らが一番心配するのは、やっぱり今日まで利用されと

った町民皆さんに迷惑が掛からないようにすることが一番かなというようにも思いますんで、その点1つよろしく願ひして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

●佐竹議長

安田議員の質問が終わりました。

ここで10時10分まで休憩いたします。

(休憩 午前 9時 57分)

(再開 午前 10時10分)

●佐竹議長

会議を再開いたします。

通告10、5番・福島議員。

●佐竹議長

福島議員。

●福島議員

5番、福島でございます。本議会の最後の一般質問となりますが、よろしく願ひいたします。待ちに待ちました潮温泉施設が無事完成し、2月24日に竣工式を迎え、オープンを待つばかりになりました。美肌温泉の湯加減はどうなんだろう。露天風呂から満点の星は見えるのかと創造してみたり、イタリア料理とは、一体どんな味がするんだろうとか。思い描いたりする今日ではありますが、オープンが待ち遠しいばかりです。さて、今更ではございますが、昨年第2回定例会において、美郷町潮温泉施設条例が制定されました。この条例制定にあたり、多くの議員の方から大和荘の名称が消えるのはいかなものかと意見が噴出したところがございます。私もその一人でした。町長の答弁は、指定管理を受ける者から、施設の名前、名称をつけてもらい、その名前、名称でしっかり広く活動、そして営業をしてもらいたい。そして指定管理を受けるものから、名前、名称料をいただくというネームライツ、命名権制度の説明であったかと記憶しております。そして、ネームライツ制度を導入に対する条例などの規定を整備したいと回答がありました。複雑な心境ではありましたが、新しい考え方だと感心する声を聞いたり、大和荘あるいは新大和荘と言ってもらっても全く差し支えないという町長の説明で私も賛同した経緯がございます。オープンも差し迫ってまいりましたが、未だにネームライツ命名権規定の制定の説明がないように思いますが、どのようになってるのか、町長に伺います。2番目に新年度を迎える」にあたり、新年度教育方針として、次の事項を教育長にお伺ひいたします。1つ美郷町の教育振興について、2つ目、ふるさと教育については小中学校では地域学習が盛んであり、学年ごとに農家に出かけるなど、積極的に取り組んでいただいていると思います。しかし、高校になると部活動、進学、就職色んなことにより、いったんリセットされてしまい、地域の関心が薄れてくるよ

うに感じます。高校でもふるさと教育を行われれば、卒業後県外進学あるいは就職しても、Uターンしてもらえる可能性が高いと思うが、そういう意味でのふるさと教育を高校と提携する考えはないか伺いたいと思います。最後に本町にとって小中一貫教育のメリット、デメリットをお聞きしたいと思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、福島議員の最初のご質問、ネーミングライツ命名権規定の制定はのご質問でございます。議員おっしゃられるとおり、昨年の第2回定例会におきまして、美郷町潮温泉施設条例が制定をされ、施設の名称は「潮温泉施設」とさせていただきました。その際、施設運営について、ネーミングライツの制度を検討していること、また規定を整備したいと答弁をさせていただきました。その後、関係課で検討行った結果、条例の制定は必要なく、要綱の制定が適当であるとの結論にいたり、先般、制定をさせていただいております。この規定に基づき石見ワイナリー株式会社から正式にネーミングライツの応募があり潮温泉施設の愛称を「石見ワイナリーホテル美郷」に決定をさせていただきました。なお、対象の使用期間は指定管理期間と同じ5年間でネーミングライツ料は、他の地方自治体が所有する公の施設の例を参考にさせていただき、年間10万円としております。条例上の名称は「潮温泉施設」、愛称は、「石見ワイナリーホテル美郷」となりますが、町民の皆様が親しみを持って「大和荘」や「新大和荘」と読んでいただくことを妨げるものではありません。潮温泉施設は、町民の皆様にゆっくりくつろいでいただける素晴らしい施設となっておりますので、是非これまで以上に愛着を持って、ご利用いただければと思います。なお隣接する美郷町潮交流研修宿泊施設の名称につきましては、現在のバカンスハウスのまま運営をされる予定です。

●佐竹議長

福島議員。

●福島議員

正式オープンまで、潮温泉施設のネーミングライツ命名権の要綱が、先般制定されたということですが、これでやっと石見ワイナリーホテル美郷が決定し、町内外に広められ、美郷町への誘客が広まっていくことに、まず期待をしたいと思います。さて制定された要綱の内容が、どのような内容なのか全く分らない中ではありますが、この要綱は潮温泉施設の為だけのものなのか、町内には野球場とかネーミングライツの対象になるような施設が他にもあろうかと思っています。他の施設にも対応できる内容となっておりますか。それとも、この潮温泉施設だけのためのものか伺いたいします。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

福島議員のご質問にお答えさせていただきます。今回、制定をさせていただきました要綱でございますが、町有施設等に愛称を付与することができるという内容でございます。この規定上の町有施設等でございますが、これは町が保有する施設、公共施設、それから町が主催するイベントなどを想定しております。そうしますので、他の町有施設、それから町の主催イベントなどでも運用は可能なものとなっております。

●佐竹議長

福島議員。

●福島議員

ネーミングライツ料は、年10万、5年で50万円は、答弁のとおり多くの自治体が、公の施設で使われてるような金額とお聞きしました。これは妥当な金額と言えらると思います。5年が経って、再申請があればまた見直しも可能だと自分勝手に判断してるところでございます。そうした中で、看板の設置費、今、例えばホテルの上の方にきれいな字で、石見ワイナリーホテルIN美郷とか書いてあると思いますが、これがリニューアルとかする時に、交換する場合の経費というのは、どちらが一体支出するものなのか。見るものなのか。お聞きしたいと思います。それからそのネーミングライツ料については、町長さんはその時の説明で、将来維持管理を行うためにも少しずつでも貯めていって、将来何があっても、少しでも足しにしたいというようなご説明であったかと思っております。そのお気持ちに変わりはないか、合わせて伺いいたします。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

福島議員まず1点目のご質問にお答えをいたします。例えば、名称を変更されたという形の場合ということ、その費用は誰が負担するのかということでございますが、名称変更された場合、これはネーミングライツを付与された者の負担によって看板の設置費用を負担をしていただくという形になります。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

少し補足をいたしますと、基本的には5年ということなんですけども、石見ワイナリーさんが指定管理を続けられる以上は、おそらくホテルの名称はこころろ変えられることはないんではないかなと思っております。指定管理制度そのものは5年、5年経って、基本的な考え方としては、双方から特別見直したいとか、指定管理を打ち切りたい、辞めたいという申し出がない限りは、おそらく次は5年間また受けていただくというのが、自然の流れかと思っておりますので、これに合わせまして、名前も、おそらくそのままなるんじゃないかなと思います。近隣で典型的なネーミングライツの例で言うと、マツダズームズームスタジアムがありますけども、広島市民球場でございます。これは、マツダさんが長年やられております

けども、通常こういうネーミングライツは、ネーミングライツを付けられて期限まで使用されたところに、その後そのまま使いますかどうかですかっていうところで、まずは優先的に話がいきまして、いやいやもう使わんよっていうことになってから、初めてこのような形あるいはネーミングライツそのものを廃止するようなそういうふうな手続きだと思っておりますので、基本的にはそのままホテルの名称を続けられるんだらうなということを想定しております。その上で、先ほど申しあげました金額につきましては、色々調べましたが、やはりこれぐらいの水準が妥当だろうと言うことで、お願いをさせていただいております。このお金をどうするかというのは、これだけではもちろん足りませんが、将来の例えば修繕費ですとかというような時のために、コツコツ貯める1つの足しにしていきたいと思いますというふうに考えております。

●佐竹議長

福島議員。

●福島議員

この規程は先般、制定させていただいたと、先ほど答弁をいただきましたが、先般とはいったんだらうかということをお聞きしたいと思います。その上で、昨年、質問いたしました6月から約9カ月が今議会で9カ月経過していると思います。随分時間が経っていると思います。この間、どのように進められていって、今になったのか。先般、指定されたのかという、この長い間、何をされていたのか。ちょっと不思議でならないところもあります。物事、案件が生じてもいつまでも机の上には置かないとか、あるいは来客でお客様が見えた時、あちこちたらい回しにはしないとか、色んなことで、「すぐにやる課」というか、昔の精神があったかと思います。手元にいつまで仕事を置かないという気持ちで進められてきたと思うんですけども、9カ月経った今で、なぜできなかったか、そういうすぐやるかという精神はどこに行ったのか。お聞きしてみたいと思います。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

福島議員のご質問でございます。まずもって、ネーミングライツにつきましては、昨年の6月以降石見ワイナリー株式会社と事前に協議の方を進めて参っております。ここでの協議を踏まえまして、潮温泉施設の竣工に合わせまして、本年2月の15日に要綱の方を制定をさせていただいております。そこから正式に応募をいただきまして、石見ワイナリーホテル美郷という形で決定をさせていただいたところでございます。

●佐竹議長

福島議員。

●福島議員

このネーミングライツにつきましては、昨年の6月の本会議の議案の中での質疑、論戦の中で明らかになった事案であり、事項であると思います。私が今日この質問をしなかったな

らば、この要綱の説明はなかったのかなと想像します。この今回のこのネーミングライツの要綱というのは、仮に要綱であったにしても、条例でなくても、要綱であっても本会議での事案でございます。本会議の事案であるとするれば、少なくともこの要綱については本会議での説明あるいは議長さんへの報告があってもしかるべきだと思いますがいかがでしょうか。見解を伺います。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

はい。ご質問にお答えいたします。今回の事案でございますが、やはり議会の本会議に出すべきであったと、報告すべき案件であるというふうに思っております。今後はですね、報告すべき案件につきまして、適切なタイミングでご報告させていただくよう努めてまいりたいと思います。

●佐竹議長

福島議員。

●福島議員

ネーミングライツの質問についてはこれで終わります。

●佐竹議長

番外、教育長。

●阿川教育長

福島議員の新年度教育方針はのご質問3点についてお答えをします。初めに、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対策の日々、1年が経過いたしました。この春の卒業式も密を避けての式となりました。この1年間、学校施設や公民館施設等では感染防止に向けてさまざまな対策を工夫し、「命と人権を守る」ために一生懸命取り組んでいただきました。現在も、当たり前のことが多くできないいら立ちとともに、消毒業務に追われる大変な日々ですが、みんなで考えてできることへのチャレンジが継続中です。では、1番目の教育振興についてお答えします。美郷町の「第2次長期総合計画後期基本計画」の方向性が定まり、教育委員会としましては、昨年示されました「しまね教育魅力化ビジョン」との整合性も図りながら美郷町教育振興基本計画の見直しを進めております。「美郷町を担う心豊かな人づくり」を基本理念とし、何よりも命と人権を守るを第一に、この大自然の中で文化と伝統を理解し、伝え続けていこうとする気持ちと、新しい時代を切り開くたくましさを身につけた「人づくり」、「コミュニティーづくり」を重要施策として進めてまいります。「学校教育と社会教育の連携を通じて、地域が人を育み人が地域をつくる」、好循環を実現させ、町民の心の中に「多様性を受け入れる心のたおやかさ」をたくさん花開かせ、ともに知恵を絞り合って持続可能な社会の実現を目指します。3つの教育の基本主要施策についてお話をします。1に「社会を生き抜く力の育成」では、さらなる「ICT活用能力の育成」を図ります。オンラインによる双方向事業や英会話教室、研修会が学校公民館等で行われ続け、ICT環

境整備とICT支援員らのスキルアップにつながりました。最近では、近隣の市町村から多数の視察もありました。ネット社会で生きていく子どもたちに必要なプログラミング等のスキルと平行して情報モラルについても道德や消費者教育といった様々な角度から厳しく育成し、上手に賢く正しく使う「セルフコントロール」できる人間に育てなければならないと考えています。2、「未来を担う人材の育成」においては、第一に、コロナ禍の中でも安心して学べることを保証する「人権教育実践の日々」を継続していくことが大切であると考えます。人権・同和問題の解決に向けて、学校教育では、全ての教育活動において、人権・同和教育を基底にすえた活動を展開してきました。また、社会教育においては、人権・同和教育推進協議会の活動を中心に様々な人権課題について、学習の機会を設けてきました。本町では、「新型コロナウイルス感染症感染者等の差別・偏見防止条例」を策定し、差別の根絶に大きな一石を投じました。人権教育は、まちづくり、人づくりの1丁目1番地です。人権課題も多種多様で複雑化していますが、あらゆる差別の解消に向けて、「わがこと」として、主体的に取り組めるよう、人権・同和教育を積極的に推進していきます。3として「学校・家庭・地域の連携・協働による教育環境の充実」をさらに推進していきます。豊かな自然環境や地域住民の参画により、子どもたちの成長を支える取り組みが、学校や公民館で徐々に増加してきました。子どもたちを核にして、学校と地域がつながり、人と人がつながる取り組みは、さらに進化させたいと考えており、令和3年度には、プロのライフキャリアコーディネーターによる「美郷町版 カタリ場」、仮称でございます。を開催したいと考えております。中学生が対象です。この取り組みは、学校の授業の時間に先生や友だち、高校生や大学生、地域の大人と、「とことん語り合う」という活動で、益田市や雲南市では数年前から取り組まれているプログラムです。他の市町では、この活動に取り組んだ結果、「将来この町に住みたい」、「この町には魅力的な大人が多い」と感じる子どもたちが増えたという結果が報告されています。この活動をふるさと美郷や自分たちの将来について考える学びの場にしていきたいと思えます。近隣の島根中央高校や飯南高校また麻布大学の学生と信頼できる大人たちとの語らいは、必ずや子どもたちの自己有用感を高めてくれると信じています。学校はこれまでも地域とともに地域の意見を取り入れながら、教育を行ってきました。今後、より少子化・小規模化していく中で、学校だけでは解決できない課題を地域と一緒に考え、一層ふるさとキャリア教育を進めるために、「中学校区学校運営協議会いわゆるコミュニティスクール」の設立に向けた準備に入ります。「美郷町版 カタリ場」は、そのプロローグと考えています。「公民館」には、「地域が人を育み、人が地域をつくる」という流れを社会教育の立場から推し進めていく役割があります。持続可能な地域社会を実現するためには、地域住民が当事者意識を持ち、課題の探求や解決に取り組むことが求められます。地域課題を明確にし、それに対しての学習機会の提供、活動団体の支援などを行っていくためには、各地域に地域活動を支える「拠点施設」と、「活動する人」がいることが重要です。昨年7月には、吾郷地域連合自治会から、11月には都賀長藤地域の4連合自治会から、それぞれ公民館施設の建設、拡充の要望がなされております。地域活動を生み出し、

支えていく拠点施設として公民館の人員の拡充については、これまで議会でも何度となく質問をいただいています。限られた物的・人的資源の中で、十分な対応は難しいかもしれませんが、地域の皆様の要望に耳を傾けながら進めてまいりたいと思います。「町立図書館」が業務をスタートして6年、「みさと本の森」は、地域の図書館として着実に成長してきました。今年度は、外出自粛の影響から図書館利用の需要が伸びており、昨年末には開館以来、初めて月間利用冊数が、5000冊を超えました。定期的な図書館移動車での施設訪問やブックカフェのイベントなど遠隔地での図書館サービスも順調です。図書館は、町の学習拠点であり、情報拠点であり、心の癒し場、憩いの場でもあります。今後も感染防止対策を取りながら、皆様に安心して利用いただけるサービスを提供していきます。以上が「教育主要施策」です。最後に、「文化振興」と「国民スポーツ大会」についてお話をします。「史跡石見銀山街道保存活用計画」が間もなく完成します。この計画の中で、「史跡の保存活用の基本理念」を「江戸時代の社会を支え陰陽をつないだ街道の歴史文化をみんなの力で守り、活かし伝える」。副題として、「郷土への愛着、人々の交流を目指して」としております。令和3年度から5年間は保存管理や活用をあわせて具体的な整備に取り組みます。活用面については、学校・公民館で体験したり、学んだりできる機会を更に設けることや、美郷町観光協会や銀山街道を守る会などと連携して歴史文化を活かした観光振興や地域おこし町づくりへのネットワーク整備を行います。また、酒谷番所跡など国の史跡として追加指定も目指していきます。「郷土の画家、中原芳煙」については、昨年11月の中原芳煙展の直前に、新たな作品が見つかったことが新聞報道されたこともあって、町内外から多くの皆様に来場いただきました。芳煙展を観られた方の情報で、今年に入ってからさらに1点新たな作品を確認することができました。令和3年度には芳煙の「伝記マンガ」作成に取り組みます。子どもから大人まで気軽に芳煙の「人となり」を知っていただく教材にしたいと思っております。「バリ文化交流」については、今年度新型コロナウイルス感染症拡大のためほとんど進めることができませんでした。マス村からの技能実習生が来日し、マス村で学校が再開された際には、学校や公民館での交流の機会を設けたいと思います。互いの文化を知るために、「バリ語講座や料理教室」など、積極的に公民館で取り組んでもらいたいと思っています。また、インドネシアの民族楽器「ガムラン」は、その奏者であり、バリ文化芸術の研究者であります静岡文化芸術大学教授梅田英春さんに、アドバイザーとして助言をいただきながら、バリ文化振興を核にした関係人口の創出に取り組んでいきます。梅田教授より、寄託されたガムランが今日の午後、カヌー博物館に到着します。ガムランの生の音を早く町民の皆さんに届けたいと思います。「国民スポーツ大会」カヌー競技会場は3月20日に正式決定されるのではないかと考えております。会場敵地調査を終えたところで、スプリントの種目について、競技団体とは概ね信喜橋付近で異論はありません。ワイドウォーターとスラロームのコース設定について競技団体の意見や大会運営上のメリット、デメリットを考慮して総合的に判断することになるかと思います。またインフラ整備と並行して地域の気運醸成も進めていかななくてはなりません。いずれにしましても、令和3年度には「整備計画策定」

に着手すると具体的な動きを進めてまいります。ご質問2つ目の「ふるさと教育を高校と連携する考えはありませんか」にお答えします。大変良いご提案をいただき、ありがとうございます。「ふるさと島根を学びの原点に未来にはばたく心豊かな人づくり」を基本理念とした「しまね教育魅力化ビジョン」では家庭地域と連携協働した学校教育がうたわれており、県立高校においても、地域の実体験や、多様な人々との交流と対話的な学びを通して、地域のために行動・実践する態度を養い、地域社会と自分の未来を繋げて考えるような地域課題解決型の学習が推進されています。高校生が本町の児童生徒の成長に関わっていく体制をつくり、ちょっと大人の高校生と関わる機会を多く設けていくことは、「ふるさと・キャリア教育」に欠かせないと考えています。美郷で生活することへの自信と誇りや未来へのビジョンを共有しながら、一緒に大人に近づいていく子どもたちの姿を大人たちがサポートすべきです。島根中央高校では、「ふるさと学」と題して総合的な学習の時間に地域に出かける活動をしておられます。今年度は、「川本・桜江・美郷の楽しみ方ガイドブックを作ろう」というテーマで、銀山街道や山くじらのクラフト、鴨山窯、コテ絵など美郷町内で高校生が体験活動を行いました。また、本町の地域学校支援コーディネーターと放課後子どもプランコーディネーターが島根中央高校とつながり、今年度、放課後子ども教室や公民館の活動に地域活動ボランティアとして高校生が参加してくれました。子どもたちにとっても地域の大人にとっても、高校生の若いエネルギーは大きな力になります。高校と持続的なネットワークを構築し、学生との交流の機会を確保することは、学校教育のみならず、地域全体の活性化にも資するものと考えます。3番目の「本町にとって、小中一貫教育のメリット、デメリット」についてお答えします。変化の激しいこれからの時代をたくましく生き抜いていく力を育てる、社会に貢献できる人材を育成するためには、保育所から中学校まで15年間を見通して、学校・家庭・地域が連携しながら一貫性のある教育、つまり、学びの連続を保障していく必要があります。一般的に「小中一貫教育」という場合には、小学校から中学校までの9年間の教育目標の明確化、つまり「めざす子ども像」を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育のことを言います。具体的には、学習習慣や授業スタイル、生活のルールの一貫、学校行事等の合同実施や相互参加、授業での交流、教科担任制や小中相互の乗り入れ授業、中学校での部活動見学などの取り組みが見られます。「形態」としては、全国的に圧倒的に多いのが、校舎等が分離独立している「分離型」です。その他、同じ校舎内の「一体型」、同じ敷地内に校舎を併設する「隣接型」の3つがあります。本町が現状の環境で取り組む場合は、「小中・分離型」の運営になります。より効果的な教育を目指して、小・中学校の教職員の綿密な連携協力を進めるための体制づくりが重要な鍵になります。近年では小規模化や校舎の建て替えなどのタイミングで、1人の校長、1つの教職員組織の義務教育学校に移行していく傾向にあります。「一体型・隣接型」で9学年が「4年、3年、2年」の区切りが多く見られます。9年間の効果的な指導体制を確立するという点では、一体型の「義務教育学校」が望ましいと考えますが、教育施設の維持管理に関わる問題もからむため、長期的な展望が必要になります。「一貫教育のメリット」としては、

コミュニケーション力や学習意欲の向上などの「学習面」と中１ギャップの解消や生活規律の定着など、「生徒指導面」の両方で報告されています。小中合同でのPTA組織、多様な教職員との交流が効果を上げていますが、組織の一体化が重要です。一方デメリットとしては、特に「一体型」の一貫校においては、小学校高学年の児童にリーダーシップを発揮する場が少なくなり、自主性や積極性が育ちにくい点が挙げられます。「分離型」の学校や合同職員室がない学校においては、教職員の移動に時間がかかり、打合せ時間や合同研修の時間が増え、教職員の負担感や多忙感が解消されないといったデメリットも考えられます。公用車や公務支援システム一貫教育コーディネーターの導入も必要となります。では、本町でのメリット・デメリットはどうかと考えますと、「小中一貫教育」は、本町の子どもたちにとっても大変有効であると考えます。現状としては、それぞれのエリアで小学校１校、中学校１校で連携しながら教育活動を組み立てています。小中合同での職員会議や研修会、小中交流授業など実施しやすい環境で、教職員の相互理解も進んで、小学校から中学校への進学はスムーズだと考えて感じています。児童生徒数の減少に伴い、小中の「連携」から「一貫」向けて、保護者や地域と一緒に学校の将来像を考えていきたいと思っています。

●佐竹議長

福島議員。

●福島議員

教育方針、広範囲にまた丁寧に説明いただき、恐縮するような説明でございました。大変ありがとうございました。お聞きした中で、ちょっと２，３お伺いしてみたいと思うんですが、中学生を対象にプロによる美郷町版、カタリ場を開設されたいということですが、それに加え、さらにコミュニティスクールの設立に向けた準備に入りたい。非常にいいことだと思っておりますし、子どもたちは大きく育ってくれる。そしてふるさとを思う、ふるさとを大事にしてくれるものと判断を理解をいたしました。そのためには、どのようなプロセスの段階を踏んでいかれるのだろうか。設立には大変な準備や、いろんな思いもあるだろうし、難しいことがたくさん待っていると思いますが、いつ頃を目指してどのように進めていかれるのか。そういう考えがありましたら、教えていただきたいと思います。

●佐竹議長

番外、教育長。

●阿川教育長

福島議員のご質問ですが、２つと思いますが、１つは美郷町版カタリ場、ちょうど今日もですね、実はこのプロの集団益田のユタラボというこういう語り場がから分離した益田市版なんですけども、そこの研修といいますかお願いというか、今後の打ち合わせに、うちの社会教育主事、コーディネーター４名で行っておるんですけども、それは今後いかに美郷町で進めていくかという、スタートしたところでございますけども、予算の方も多少付けてもらっておりますのでその中で、美郷でスタートしていく。要は、この美郷町の１０代、１０代の居場所と、出番を作るといのが、このカタリ場の強みといいますか。いわゆるふるさ

と教育キャリア教育な訳ですけども、子どもたち同士の語り合い、それから高校生とか大学生、また大人、議員の皆様との語り合いも、今後あるとは思いますが、そういうところを、とりあえず今年はもうスタートしてもらいます。プロのその語りの集団の方々が、リードしていただきますので、それは我々も学ぶ、一緒に学んでいくというところですけども、今後、今年、どういう何月に、何学期にというところはちょっとまだ未定ですけども、そう遅くない時期にご説明、また説明ができるかなと思っております。コミュニティスクールについては、数年先の設立になるわけですけども、第一に学校運営協議会とは何だ。コミュニティスクールとはどういうものだということを町民の皆さまに丁寧にご説明して、すぐには理解していただけないと思っておりますので、じっくりと理解していただく1年になるのではないかと思います。今年は。その必要性和その体制をですね、しっかり確立した上で、今後、次年度大和エリア、大和地域、大和中学校区、邑智中学校区辺りでコミュニティスクールの設立に向けて準備を、令和3年度はですね、進めていきたいと思っております。以上でございます。

●佐竹議長

福島議員。

●福島議員

しっかり進めていただきたいと思います。私たち議会も去年、中学校あるいは一昨年もありましたが、そのように支援していきたいと、私自信は思っております。次にふるさと教育を高校と連携する考えはないかということで、お聞きしましたところ、意外と、こう色んな学校との交流があったり、進められてることについて、大変驚きと喜びを感じました。自分としてはあまり、もう卒業したら高校生とはあまり縁がないのかなという判断をしとったんですが、大きな間違いだったようでございます。そうした中で、学校教育の中で地域を結ぶ学習、そのためには大人がサポートすべきともございました。では、私たち大人はどのようにサポートすればいいのか。どのようにして、その輪の中に入っていけばいいのか。そして、どのように進めていったらいいのだろうか。後、誰もが参加できるものだろうか。どのように参加すべきだろうかとか色々考えてみましたが、自分ではなかなか答えが見つかりません。何かいい考えがありましたらお示してください。

●佐竹議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

地域の方が学校の中に入っていて、子どもたちの教育と関わっていただくという活動を近年教育委員会としては進めてきております。その中で、地域学校支援コーディネーターという役割をうちの教育委員会の職員の中で、それぞれ邑智エリア、大和エリア1人ずつ配置をしております。今現在、その職員が、その学校の教育、子ども達にこんな学びを提供したい。こんな学びを子どもたちに得てもらいたいという、その目標に合わせて地域の皆様をそこへお招きするといえますか。関わっていただくというところをコーディネーター

が担っております。今までも地域の方が、学校に関わってくださるという場面は、今までもあった訳ですけれども、やはり、ただ関わっていただくだけでなく、やっぱり子どもたちの育ちのために、何を目標してどんなふうに関わっていただくのかというところをしっかりと狙いを持って作り上げていくということが必要だというふうに考えております。ですので、まず学校でのしっかりした狙いと、それに基づいて事前の打ち合わせも、コーディネーターが地域の皆さんと一緒にさせていただくようにしています。合わせて、そこから事後の振り返りであったり、では次はどんなふうに関わっていったら、より効果的に子どもたちに学びの提供できるのかということと一緒に考えていただくというスタンスで今進めております。先ほども教育長の方からお話がありましたように、一緒に考えるということが次のコミュニティスクールの方につながっていくということもございますので、カタリ場だけに限らず、今現在、地域学校支援コーディネーターを通じて、学校教育の中で関わっていただいている全てのことが、次のステップにつながると考えております。

●佐竹議長

番外、教育長。

●阿川教育長

中学生という話を先ほどしましたけども、中学生のやってみたいという事がいっぱいあるんです。邑智中学校の生徒は、今度21日松江のイオンで美郷の商品を販売するという。これは学校の教育課程、カリキュラムの中のことなんですけど、それから大和におきましては、月曜日の夕方、中学生のやってみたいを応援するというちょっと集会所の中で、何かをやらうとしてるんですけども、そういう中学生達がやってみたいという思いをですね、ぜひ大人達が見て、できれば参加して、一緒に大人のすごさといいますかね、大人の良さというものも、また子どもたちに味あわせてやっていただきたいと思います。中学生というのをちょっと見ていただきたいと思いますなと思っております。

●佐竹議長

福島議員。

●福島議員

高校生との関わり方、そして中学生との連携を持っていく。大人も入っていくということよく理解できたように思います。次に、小中一貫教育でありますけども、よく言われるのが、すぐ簡単にああすりゃあいい、こうすりゃあいいちゅう話に、どうしても話が進みがちなんですけども、今の一貫教育につきましては、一概にああだこうだと簡単に言えないということがよく分かりました。こういうお話聞くのは、ちょっと具体的にお聞きするのは、初めてのことで若干戸惑いもあるんですけども、よく分かったなと思っております。で、県内では、小さいところでは、西ノ島町が一貫教育、松江市大きいところでは、松江市も一貫教育があると聞きました。ただ、規模がどうなのかというのは、全然聞いてないんですけども、そういうことで2つの特徴があるよということを聞いただけなんで、よく分からないんですけども、こういう学校での必ずしもメリットではないということもあろうかと思うんですが、

もし行われている実態をご存じでしたら教えていただけないでしょうか。

●佐竹議長

番外、教育長。

●阿川教育長

福島議員のご質問ですが、実態、私もぜひ今年はですね、視察に行きたいと思っております。この間、大谷小学校、昔の玉湯町立なんですけど、現在、松江市立大谷小学校10名ぐらいの規模だと思いますが、1名ですか、卒業があつて閉校になると。昭和の時代から本当小規模校でずっと続いていたんですけども、玉湯町、玉湯小学校に合併、一緒になるんですけども、実はその玉湯小学校は建替えて玉湯中学校の敷地の中に新校舎が設立されて、そこには玉湯幼稚園と、確か大谷の幼稚園も一緒にそういう学園組織、小中一貫教育、いわゆる玉湯まがたま学園、この4月から確かスタートすると思います。ぜひそこへですね、行って視察をしたいと思います。実態のところを、私も余り理解はしておりませんが、大根島の弥栄学園は、これは平成20数年の平成の20何年の時に、小中一貫教育からスタートし、今確か30年ですか、1、2年前に義務教育学校になったと思います。ですから、すぐに先ほど福島議員おっしゃったように、すぐに一貫教育しよう、すぐに義務教育学校になろう、これにはかなり地元で理解を得ながらですけども、準備が必要になりますので、その為の運営協議会のコミュニティスクールも考えていかないといけないと思っておりますけども、その10年後、20年後、その先を見越して、やっぱり考えていかないといけないと思います。鳥取の方にも5つ6つの義務教育学校ございますので、今後はやはり小規模化だけではなくてですね、玉湯まがたま学園というのは、5、600人の規模になると思います。玉湯小だけでも300人ぐらいいますので、そこに玉湯中が入ってきますので、そういう規模もございますし、逆に言うと数10人の義務教育学校もございます。どのような形態、どのような体制づくりをするかというのを、かなり研究をこれからしていかなければいけないかなと考えております。答えになったかどうか分かりませんが。

●佐竹議長

福島議員。

●福島議員

10年、20年かかるということでございます。本当慎重な考えが必要だなということを改めて思いました。ありがとうございます。あっちこっち話が飛んで申し上げないんですが、時間の関係もございますが、情報モラルと道徳や消費者教育についてということで、厳しい教育、指導をしていかなければならないということでございました。確かに情報が入り乱れて、子どもの精神、心に害を脅かすようなこともありますし、それがまた消費にぶつかっていくということもあろうかと思えます。どのような教育が行われておるのでしょうか。教えていただきたいと思えます。

●佐竹議長

番外、教育長。

●阿川教育長

少し学校現場に任せてあるところもありますけども、ICT教育の町としての基本方針もございますが、系統的に、そのモラル教育というのは、スキルと並行してやっていきます。中学校においては、もう消費者問題、ネットでだまされるとかというようなことは、家庭科や特別活動等においても、その指導はありますけども、それが具体的にどのように進められているかということはちょっと、私ちょっと、この把握はしておりませんが、私が現場にいる時には年間押さえながらやっておりました。また町教研、教育研究会がですね、情報を交換しながら、例えばラインの会社から専門の講師を呼んで研修会、勉強会を生徒と一緒にしたこともございます。そういう専門、無料でございますので、専門呼んで、東京からでございますけど、そういうトップのモラル教育をしていくというのは、今後も継続していきたいなと思います。私が一番恐れているのはやはりゲーム脳といいますか、子どもたちゲーム脳。ネット脳というんですかね。それと後、グループチャットによるいじめでございます。ラインなんか大人が分かりませんので、子どもだけの世界の中でしか分からない。これは大人もそうなんですけども、そのいじめとか、依存、もう病気ですよ。ネットの依存症にならない。その2つはやっぱり子どもたちには特に危機感を感じてますので、厳しく教育というのは甘く見ないで、甘く見ないで危機感を持って指導をしていきたい。これはやっぱり教育委員会としても、やっぱり学校の方を指導しながら進めてまいりたいと思っています。

●佐竹議長

福島議員。

●福島議員

時間が参りました。非常に丁寧で分かりやすく、ご回答いただきました。美郷町の教育がこれからも進化し続けていくであろうと確信し、質問を終わります。

●佐竹議長

福島議員の質問が終わりました。

以上で、本定例会に通告をされておりました一般質問が全て終了いたしました。

ここで11時20分まで休憩いたします。

(休憩 午前 11時 11分)

(再開 午前 11時 20分)

●佐竹議長

会議を再開いたします。

日程第4、委員会審査報告および質疑を議題といたします。

各委員会に付託した案件の審査、結果報告を求めます。

初めに総務委員長。

●佐竹議長

7 番、総務委員長。

●岩根議員

読み上げて報告に代えさせていただきます。令和3年3月16日、美郷町議会議長 佐竹一夫様。総務委員会委員長 岩根和博。委員会審査報告書、本委員会に付託されました下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第5号、美郷町移住体験住宅の施設及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、美郷町サテライトオフィス条例の制定について、議案第7号、美郷町地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、公の施設の指定管理者の指定について、議案第24号、公の施設の指定管理者の指定について、議案第31号、美郷町第2次長期総合計画の基本構想及び基本計画について、なお議案第23号につきましては、委員1人の反対がありましたが、賛成多数により、当委員会では、原案に対し可としたことを申し添えます。以上、報告を終わります。

●佐竹議長

総務委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。

総務委員長ご苦労さまでした。

続いて、教育民生委員長。

●佐竹議長

4 番、原議員。

●原議員

それでは、教育民生委員会審査報告を行います。同じく読み上げて報告に代えさせていただきます。令和3年3月16日美郷町議会議長 佐竹一夫様。教育民生委員会委員長 原克美。本委員会に付託された下記案件について慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。記、付託された案件、議案第9号、美郷町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、美郷町小規模集会所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、公の施設の指定管理者の指定について、議案第30号、公の施設の指定管理者の指定について、議案第32号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、議案第33号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、以上でございます。

●佐竹議長

教育民生委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。教育民生委員長ご苦労さまでした。

続いて、産業建設委員長。

●佐竹議長

山本産業建設委員長。

●山本議員

読み上げて報告いたします。令和３年３月１６日、美郷町議会議長 佐竹一夫様。産業建設委員会委員長 山本幹雄。委員会審査報告書、本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきことを決定したので、美郷町議会会議規則第７７条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第８号、美郷町地域雇用創出推進基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１１号、美郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１２号、美郷町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１３号、美郷町借上型町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１４号、美郷町若者定住住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第２６号、公の施設の指定管理者の指定について、議案第２７号、公の施設の指定管理者の指定について、議案第２８号、公の施設の指定管理者の指定について、議案第２９号、公の施設の指定管理者の指定について、以上でございます。

●佐竹議長

産業建設委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。

産業建設委員長ご苦労様でした。

続いて、予算決算委員長。

●佐竹議長

西嶋予算決算委員長。

●西嶋議員

朗読により報告いたします。令和３年３月１６日、美郷町議会議長 佐竹一夫様。予算決算委員会委員長 西嶋二郎。委員会審査報告書、本委員会に付託された下記案件について、

慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。記、付託された案件、議案第15号、令和3年度美郷町一般会計予算、議案第16号、令和3年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第17号、令和3年度美郷町簡易水道事業特別会計予算、議案第18号、令和3年度美郷町下水道事業特別会計予算、議案第19号、令和3年度君谷診療所特別会計予算、議案第20号、令和3年度美郷町国民健康保険特別会計予算、議案第21号、令和3年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算、議案第22号、令和3年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算。尚、議案第15号につきましては、委員1名の反対がありましたが、賛成者多数により、当委員会では、原案に対し可とすることを申し添えておきます。以上です。

●佐竹議長

予算決算委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。

予算決算委員長ご苦勞様でした。

日程第5、議案の討論及び表決を議題といたします。

初めに、議案第5号から議案第33号までの議案29件について一括して討論に入ります。討論のある方は議案番号を示してからお願いします。

まず反対討論はありませんか。

●佐竹議長

2番、中原議員。

●中原議員

共産党の中原でございます。新年度予算に反対する討論を延べたいと思います。最初に反対の理由ではないんですが、この度の予算編成方針に扶助費の抑制をするという項目がありまして、12月の定例会で私は扶助費の上乗せ横出しと言われる町独自の措置は、それぞれ決めた時に、町民の要求や実態に基づいて行われたものであり、他に誇るべきものが多い。財源対策として安易に抑制することは、コロナ禍での社会保障の削減にもつながりかねず、反対する旨の質問をしましたが、この懸念に対する十分な説明は得られず、心配しておりました。今年度の予算案を見る限り、子どもの医療費などでの上乗せ横出しが大きく変更されることは確認できませんでした。関係者のご努力に敬意を表するものであります。以下、次3点を反対の理由として述べたいと思います。第1は、私の一般質問を通して、高齢者のおかれている状況、悪化が予想されるということが明確であったと思います。そして、その対策が切実に求められております。その対策の中心となっているのは、町の第8期高齢者福祉計画で示されているとおり、7期の計画を引き継いで地域包括システムの構築であること

は確かであります。しかし、そのための予算は、会議費等の費用の範囲内の予算で、町として地域包括システムの構築についての具体的な提案と、それを支える予算的な措置がないことは予算案の問題点として指摘しなければなりません。施政方針で、健康で安心な町民の暮らしの実現、このことが3つの重点分野の1つとして位置づけられましたが、そのことにふさわしい予算とすべき、このように考えます。反対の2つ目の理由は、農業問題で、三瓶そば特産化事業や、半農半X型自営就農の推進などが打ち出され、これらについては、私も賛同し評価するものであります。一般質問への答弁で、ファームサポートを美郷による利用権設定や受託作業の拡大など、担い手不在の農地への取り組みの成果が紹介されました。また、今後、担い手不在の農地は増加していくものと考えており、ファームサポート美郷の役割と期待は大きくなると、こういう認識も示されました。ファームサポート美郷が、農地を維持していくという公的な役割を維持する、そのために町としての更なる支援策、予算措置が示されていないことも問題点として指摘しておかなければなりません。反対の3点目です。この度の予算審議、一般質問を通して、顕著になったことの1つは、国の誘導的な施策、補助金などに合わせた事業計画、それに伴う予算措置についてであります。サテライオフィス、空の駅構想、カーボンニュートラルなど、国の補助金、交付金で有利となる施策が目立ちました。これらの施策を私は否定するものではありません。自主財源の乏しい町の事業展開にあたって、やむを得ない要素もあります。太陽光発電や電気自動車などを積極的に活用すべきものもあります。しかし、これらの施策が町民的な理解合意を十分得ているとは言えません。将来的な備えとともに国の悪政からの防波堤となって、町民の差し迫った苦難、この解決、要望に応える自治体の役割に意を用いるべきだというふうに考えます。以上、反対理由を3点述べてこの度の予算案に反対を表明し、皆さんのご賛同をお願いをして討論を終わります。

●佐竹議長

議案第15号について、反対討論が終わりました。

次に議案第15号についての賛成討論はありませんか。

●佐竹議長

7番、岩根議員。

●岩根議員

みさと令和会の岩根であります。私は、議案第15号、令和3年度、美郷町一般会計予算に賛成する立場で討論いたします。令和3年度予算は、最優先課題である新型コロナウイルスの対応にしっかり取り組んでいく方針が示された上で、アフターコロナにも見据え、軌道に乗せる年とするための施策が盛り込まれているものであります。財政面では、基金は3億7000万円の取り崩しをしているものの、各事業では、先覚的な補助金や有利な起債など、財源調達や、メリハリをつけた予算編成に努力していることが伺えるものです。健康で安心な町民の暮らしの充実として、間近に迫っている新型コロナワクチンの接種に向けた準備の予算はもちろん、認知症予防などのアプリ開発の検討、ピロリ菌検査の受診強化、介護予

防、生きがい対策のための新たな健康教室を開催するとしています。また、美郷町の強みや新技術を活かした取り組みの進展として、美郷バレー構想での麻布大学フィールドワークセンターとおおち山くじら研究所のオープンによる連携強化によって、来町者の増加や新たな企業の参入などが見込まれ、高校はないけど大学のあるまちとして、地域活性化に大きな期待ができるものとなっています。バリとの交流は、他の自治体にはない取り組みで、美郷町の強みの1つであり、バリ島マス村からの技能実習生の受け入れや、文化交流の発展が期待できるものであります。情報未来技術戦略課を新設し、外部知見の活用や、I P映像端末による遠隔診療や、買い物支援サービス、ドローン物流の仕組みづくりなど、極点的な中間山地域である美郷町の課題解決や、町民の暮らしの質の向上に期待できるものであります。町民カードの導入により、キャッシュレス決済と町が付与する各種ポイントを統合した仕組みづくりはアフターコロナにおける新しい生活様式への対応と、地域でお金が循環する地域経済の活性化につながるものと思います。進めてきた太陽光発電設備の整備、電気自動車の普及対策、ドローンの様々な活用の検討など、全国でトップレベルでの取り組みを進め、さらにゼロカーボン宣言の意思を示すなど、脱炭素化に向けた明確な意思が伺えるものであります。新型コロナの影響により、大都市からの地方への人の流れが強まることが予想される中、定住施策の見直しや、サテライトオフィスの運用開始は、活動人口、交流人口、定住人口の拡大が期待されるものです。農業施策では、ミニトマトや三瓶在来そばの地産化に向けた取り組み、林業施策では、森林環境増進税の活用、災害対策では、全国でも先進的な港地区の集団移転に向けた防災集団移転促進事業も計上されています。活気あふれる明るい町、町外と活発な交流のある町の2つのビジョンに向かって、現在のコロナ禍の難局を乗り越え、美郷町の将来を切り開くために3つの重点分野を中心に効果的な施策によって、予算が編成されているものと考えます。町民や生活、美郷町の将来のために、細心かつ大胆な取り組みを期待し、賛成討論といたします。

●佐竹議長

議案第15号についての賛成討論が終わりました。

議案第15号について討論を繰り返します。

他に反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

他に賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

いずれも討論がないようですので議案第15号の討論を終わります。

残余の議案について、討論はありませんか。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

議案23号、公の施設の指定管理者の指定について、ゴールデンユートピアおおち、この議案に対しまして、反対の理由、3点述べたいと思います。第1点は、これまで、指定管理を務めてきました美郷町開発公社の指定管理を変更しなければならない理由は、取り立てて、見当たらないということであります。少なくともこの6年間、指定管理料は据え置いたまま、概ね適正に管理されてきたものと思います。この間、公社の支配人による労務管理や、施設運営の問題でのトラブルや水中運動教室などの町民利用が少ない。このことについても議論として指摘しましたが、これらの点については、議会、町当局としても、改善の余地はあったものと思いますが、指定管理変更の理由としては不十分、このように考えます。2つ目の反対の理由ですが、今回の変更は一昨年ですね、2019年8月8日の全員協議会、これは大和荘の指定管理をワイナリーに委託すると、指定するということの提案があった全員協議会でありましたが、この時、町長からワイナリー側から、このユートピアやカヌーの里、潮温泉大和荘との一体的管理をしたい。こういう申し出があったということから始まりました。ワイナリー在りきの管理変更であったと思います。潮温泉施設との一体管理による集客効果が強調されてきましたが、この施設は、健康増進施設でありまして、観光施設ではありません。そのため、温泉施設の利用者がユートピア利用に結びつく。このことは必ずしもそうとは思えないものであります。このゴールデンユートピア健康施設の利活用について改善点はもちろんありますが、これについては、観光施設としての扱いではなくて、独自の取り組みが必要と思われ、健康増進施設の経営の経験蓄積がないワイナリーに変更することには、積極的な理由は見当たりませんでした。また、これまでの経営の経験の蓄積がないということから、リスクも伴うものというふうに考えております。反対理由の3点目に入ります。この美郷町開発公社は、ユートピア、カヌーの里を運営するために設立され、そのことを主要な目的とした公社であります。定款を取り寄せていましたが、この公社の目的は7つありますけれども、第1から第6まではユートピアやカヌーの里宿泊施設の経営に関することでありまして、第7点目に、その他が出てくるということで、文字どおり、ユートピア、カヌーの里を運営するために設立された公社というふうに考えられます。したがって、公社に採用された職員の方もユートピアの事業を担うことを前提に専門スタッフなども雇用されてきました。ふるさとでのこの事業運営に参加することに意義を見出して、雇用に応じた方も多いと聞き及んでおります。この施設での雇用継続に当たっての条件確保や個別面接などの努力がされてきたことも多とするものではありませんが、このたびの指定管理者変更が結果として大半の公社職員の雇用を奪うことになった。そして、4月からの事業継続について、利用者町民の方に危惧の念を抱かせることになったことも承認しがたいことであり、本案件に反対する理由としたいと思います。以上3点にわたりまして、ゴールデンユートピアの指定管理の変更反対の議論を終わります。ぜひ皆様のご賛同をお願いしたいと思います。以上でございます。

●佐竹議長

議案第２３号についての反対討論が終わりました。

次に、議案第２３号について賛成討論はありませんか。

●佐竹議長

西嶋議員。

●西嶋議員

みさと令和会の西嶋でございます。私は、議案第２３号、公の施設の指定管理者の指定について、賛成の討論をいたします。指定管理者の指定を受ける石見ワイナリー株式会社は、三瓶での石見ワイナリー販売所および醸造所、石見の杜野外型フードコート施設の企画開発から運営を行っております。施設の運営、維持管理、施設の特性等を活かした企画の実施や、マーケティングのノウハウや、人的資源を持っている会社と聞いております。また運営方針では、現在、ゴールデンユートピアおおちで行われている町民の健康の維持増進の事業も継続する計画で、健康、いきがい、交流など町民サービス重視の方針を明確に示されております。県内に限らず、全国的に施設の廃止や運営者撤退などの報道が頻発しております。ゴールデンユートピアと同時期に建設された近隣施設も軒並み受け入れ先を探しています。休業に追い込まれております。従来の方法による施設運営が行き詰まりを見せているのは明らかであり、また、一時しのぎでは、将来的な施設存続は難しい状況であります。施設の将来的な継続のためには、至誠の経営能力を持った企業による攻めの施設運営が行われることが必要であります。今回のように、観光面での経営能力を持った企業が運営を手掛けることはまれなことではありますが、確固とした方針の上、運営移行に向けて準備を進めてきた執行部の努力も評価できるものであります。令和３年度予算での指定管理料が減という、たちまちの予算的な効果もありますが、今後についても、ノウハウを持った企業による経営によるコスト削減や収入増加が期待できると思います。さらに、石見ワイナリーホテル、カヌーの里おおちと一体的運営や、三瓶東の原の石見ワイナリーとの連携によって、これまでの日帰り型観光から滞在型観光へとシフトが図られ、観光振興による美郷町の経済効果、地域活性化への期待も大きいものがあると思います。反公営から、民間住宅への大きな変更であり、当面の不便さはあると思いますが、施設の将来的な継続、発展、町民重視の運営、観光振興による地域への好影響を考えると本議案は、賛成すべきものであります。議員の皆さんのご賛同をお願いして、賛成討論といたします。以上です。

●佐竹議長

議案第２３号について討論を繰り返します。

他に、反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

他に賛成討論はありませんか。

●佐竹議長

1 番、日高議員。

●日高議員

私は、議案第 2 3 号、公の施設管理者の指定について、賛成の立場で討論を行います。指定管理申請業者から提出されました事業計画書においては、今年度まで指定管理業者を受けておられました開発公社が長年培ってこられた町民福祉に関する事業を継承するということでした。このことは、町民の健康増進に引き続きつながってくるものと考えます。またカヌー事業につきましても、民間事業者の営業ノウハウを発揮され、その中での運営をされるということで、観光客の誘致やカヌー人口の増大、こういったものにつながると考え賛成をいたします。議員の皆さんの同意を得ますようよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

議案第 2 3 号について、討論を繰り返します。

他に反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

他に賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

いずれも討論がないようですので、議案第 2 3 号の討論を終わります。

残余の議案について討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論なしと認めます。続きまして採決に入ります。

議案第 5 号から議案第 3 3 号までの 2 9 件について順次採決を行います。これらの議案について各委員会からはいずれも可決とすべきとの委員長報告がありました。

お諮りします。

初めに議案第 5 号、美郷町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号、美郷町サテライトオフィス条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

举手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第7号、美郷町地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の举手を求めます。

(举手全員)

●佐竹議長

举手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第8号、美郷町地域雇用創出推進基金条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の举手を求めます。

(举手全員)

●佐竹議長

举手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第9号、美郷町災害弔慰金の支援等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の举手を求めます。

(举手全員)

●佐竹議長

举手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第10号、美郷町小規模集会所条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の举手を求めます。

(举手全員)

●佐竹議長

举手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第11号、美郷町道路占用料徴収条例一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の举手を求めます。

(举手全員)

●佐竹議長

举手全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、美郷町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の举手を求めます。

(举手全員)

●佐竹議長

举手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、美郷町借上型町営住宅条例の一部を改定する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の举手を求めます。

(举手全員)

●佐竹議長

举手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号美郷町若者定住住宅条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の举手を求めます。

(举手全員)

●佐竹議長

举手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、令和3年度美郷町一般会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の举手を求めます。

(举手多数)

●佐竹議長

举手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第16号、令和3年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の举手を求めます。

(举手全員)

●佐竹議長

举手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、令和3年度美郷町簡易水道事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の举手を求めます。

(举手全員)

●佐竹議長

举手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第18号、令和3年度美郷町下水道事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の举手を求めます。

(举手全員)

●佐竹議長

举手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第19号、令和3年度君谷診療所特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の举手を求めます。

(举手全員)

●佐竹議長

举手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第20号、令和3年度美郷町国民健康保険特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の举手を求めます。

(举手全員)

●佐竹議長

举手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第２１号、令和３年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２２号、令和３年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第２３号、公の施設の指定管理者の指定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●佐竹議長

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第２４号、公の施設の指定管理者の指定について委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●佐竹議長

挙手多数でありますよって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２５号、公の施設の指定管理者の指定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第２６号、公の施設の指定管理者の指定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２７号、公の施設の指定管理者の指定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２８号、公の施設の指定管理者の指定について、委員長報告のとおり決する

ことに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第29号、公の施設の指定管理者の指定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第30号、公の施設の指定管理者の指定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、美郷町第2次長期総合計画の基本構想及び基本計画について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第32号、人件擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号、人件擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、委員会の継続審査調査付託を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配布してありますように、各委員会から閉会中の継続審査調査の申し出が提出されておりますので、これらの申し出のとおり、それぞれの委員会へ付託したいと思います。が、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

ご異議なしと認めます。

よってそれぞれの委員会へ付託することに決定いたしました。

本定例会へ付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じるとともに、令和３年美郷町議会第１回定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(閉会 午後 １２時１５分)